

茨木市死者の介護保険の要介護認定等に係る情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市が保有する特定の死者に関する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定及び要支援認定に係る情報（以下「特定死者情報」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

(提供の申出)

第2 特定死者情報の提供の申出（以下「提供申出」という。）をすることができる者は、当該提供申出に係る死者（以下「本人」という。）の相続人とする。

2 前項に規定する相続人が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該相続人の法定代理人が提供申出をすることができる。

(提供情報)

第3 提供することができる特定死者情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 次に掲げる文書に記録された情報のうち、本人の日常生活の自立度の判定を記載した部分

ア 認定調査票

イ 介護認定審査会資料

ウ 主治医意見書

(2) 茨木市介護認定審査会の本人に係る審査判定議事録に記録された情報（茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号）第7条第1号に掲げる情報（本人に関する情報を除く。）及び同条第2号から第7号までに掲げる情報に該当する情報を除く。次号において同じ。）

(3) 本人に送付した文書のうち、提供申出をした者（以下「申出者」という。）に提供することが適当と認められるものに記録された情報

2 前項に規定する情報のほか、同項第1号アからウまでに掲げる文書に記録された情報のうち、申出者が知ることができると認められる情報については、申出者に提供することができる。

(申出方法等)

第4 提供申出は、要介護認定等の情報提供に係る申出書（別記様式）を、市長に提出することにより行うものとする。

2 申出者は、自己（第2第2項の規定により法定代理人が提供申出をする場合にあつては、当該未成年者又は成年被後見人）が第2第1項に規定する者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第2第2項の規定により法定代理人が提供申出をする場合にあつては、前項に規

定する書類に加え、自己が法定代理人であることを示す書類及び自己の本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。

(提供の実施)

第5 第4の規定による提供申出があったときは、市長は、当該申出に係る提供情報が記録された文書の写しを交付する。この場合において、当該文書に提供情報以外の情報が記録されている場合は、当該情報が記録されている部分を除いた文書の写しを交付する。

2 前項の規定により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。

3 第1項の規定による提供の実施は、茨木市介護認定審査会の本人に係る審査判定が終了するまでの間にあつては、これを行うことができない。

(費用負担)

第6 写しの交付に係る費用の額は、茨木市情報公開条例施行規則（平成15年茨木市規則第51号）別表に掲げる額とし、申出者の負担とする。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から実施する。

別記様式

要介護認定等の情報提供に係る申出書

年 月 日

(申出先) 茨木市長

申出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

茨木市死者の介護保険の要介護認定等に係る情報の提供に関する要綱第4第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出者の区分	1 相続人 2 法定代理人
申出者の氏名、請求資格確認書類等 (法定代理人が申出する場合にのみ記載してください。)	(申出者の住所又は居所)
	(申出者の氏名) (生年月日 (申出者が未成年者の場合)) 年 月 日生
提供申出に係る文書の内容	(できるだけ具体的に記入してください。)
提供の日時	年 月 日 () 時から 時まで
備 考	受 付

備考

- 1 提供申出に係る死者の相続人であることがわかる書類を提示し、又は提出してください。
- 2 申出者の法定代理人が提供申出をする場合にあつては、上記1の書類に加え、自己が法定代理人であることがわかる書類及び本人確認書類を提示し、又は提出してください。
- 3 提供の日時は、担当課と調整の上、記載してください。
- 4 写しの作成に要する費用は、申出者の負担となります。